

「宮城県消費者施策推進基本計画（第4期・中間案）」及び「宮城県消費者教育推進計画（第2期・中間案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

令和3年2月8日

宮城県では、「宮城県消費者施策推進基本計画（第4期・中間案）」及び「宮城県消費者教育推進計画（第2期・中間案）」について、令和2年10月19日から令和2年11月18日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、個人2人、6団体から「宮城県消費者施策推進基本計画（第4期・中間案）」73件、「宮城県消費者教育推進計画（第2期・中間案）」31件、合計104件の貴重な御意見・御提言を頂きました。

頂きました御意見等につきましては、各計画策定の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

頂きました御意見等に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

宮城県消費者施策推進基本計画（第4期・中間案）

「第1章 第1 計画策定の趣旨」

	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	「消費者市民社会」の実現も、本計画の主たる目標と考えられるため、「計画策定の趣旨」の部分でも「消費者市民社会」について言及し、その意義について記載してください。（類似1件）	御意見を踏まえ、「第1章第1 計画策定の趣旨」に「消費者市民社会」について追記しました。

「第2章 第1 消費者行政を取り巻く現状」

	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	地球温暖化による気候変動は、「気候危機」と呼ばれるレベルに悪化している。「第1 1 消費者を取り巻く環境の変化」の一つとして位置付けてください。（類似1件）	御意見を踏まえ、「自然災害の頻発・新型コロナウイルスの拡大」について、「第2章第4」から「第2章第1 消費者行政を取り巻く環境の変化」に移動し、記載内容を修正しております。
(2)	「訪日外国人等の増加」との記載があるが、「定住外国人」についてもタイトルに加えた方がいいと思います。「近年、観光等を目的に本県を訪れる外国人が増加しています」とあるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で齟齬が生じています。	御意見を踏まえ、「第2章第1 消費者行政を取り巻く現状」において「在留外国人」、新型コロナウイルス感染症による訪日外国人数に係る影響について追記しました。

「第2章 第4 頻発する自然災害・新型コロナウイルスに対応した消費者施策の推進」

	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	「頻発する自然災害・新型コロナウイルスに対応した消費者施策の推進」についても、「第1 1 消費者を取り巻く環境の変化」の一つとして記載する方がわかりやすいのではないかと。（類似2件）	御意見を踏まえ、「第2章第4」から「第2章第1 1 消費者を取り巻く環境の変化」の一項目として記載するように修正しました。

「第3章 第2 1安全・安心な商品やサービスが提供される社会」

	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	事業者に関する言及が中心で、行政の果たすべき役割についての記載がありません。行政の役割について明記してください。（類似3件）	御意見を踏まえ、「第3章第2 目指すべき宮城県の姿」及び「第4章第2 消費者施策の推進 1 消費生活の安全・安心の確保」に追記しました。
(2)	安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるためには、「適正な契約（取引行為）が確保されること」も重要であるため、「安全・安心な商品やサービスが、適正な契約によって提供される社会」としてください。	御意見を踏まえ、「第3章第2 1安全・安心な商品やサービスが提供される社会」を「安全・安心な商品やサービスが適正な取引行為により提供される社会」と改め、記載内容を修正しました。
(3)	「消費者志向経営」とは、具体的にどのような事業内容を指すのか判然としない。第4期基本計画に記載した理由や「消費者志向経営」の具体的な内容について計画の中で説明してほしい。 5年計画の中で、消費者志向経営についてどのようなこと（状況）を目指すのか記載してほしい。	御意見を踏まえ、「第3章第2 1安全・安心な商品やサービスが適正な取引行為により提供される社会」の内容を修正しました。

「第3章 第2 3どこに住んでいても質の高い相談や支援を受けられる社会」

	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	「適切な相談窓口において適切な助言を受けることができます」との記載があるが、「あっせん」による救済も追記することが望ましい。（類似1件）	御意見を踏まえ、「第3章第2 どこに住んでいても質の高い相談や支援を受けられる社会」の内容を修正しました。

「第4章 第2 1消費生活の安全・安心の確保」

	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	LPGガス事業の監視・指導、消費者への情報提供や注意喚起について計画に追加してほしい。（類似1件）	「施策取組一覧 1-(1)-①」に記載しています。

「第4章 第2 2自立した消費者の育成」

	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	コロナウイルスの影響で、消費生活相談員の研修が減少している。複雑化・巧妙化する消費者問題に対応するため、消費生活相談員の研修をしっかりと行うことが必要です。（類似2件）	「施策取組一覧 3-(1)-③」に消費生活相談員の研修について記載しています。オンラインを活用した研修会の開催等、消費生活相談員の研修の機会の確保に取り組みます。
(2)	消費者教育の取り組みについては、県立学校のカリキュラムに盛り込むなど、具体的な施策としてください。「持続可能な社会」の重要性は、小学校のカリキュラムにも盛り込むべき。（類似2件）	消費者教育に関連する具体的な取り組みについては、個別計画である「消費者教育推進計画」で整理しています。
(3)	「「消費者市民社会」の実現に向けて」「社会の担い手としてモラルとマナーを備えた市民として行動する消費者の育成に取り組みます」とあるが、「消費者市民社会の実現」と「モラルとマナーを備えた市民として行動する消費者の	御意見を踏まえ、「第4章第2 2自立した消費者の育成」の該当部分を削除しました。

	育成」との関連性が明確でない。「消費者市民社会の実現」と「モラルとマナーを備えた市民として行動する消費者の育成」との関連性が分かりやすいように記載するか、当該部分を削除するべき。	
--	---	--

「第4章 第2 3消費者被害の防止と救済」

	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	研修会や事例検討会の開催、市町村の相談員を対象とした消費者教育に関する講座の開催など、消費生活相談員の専門性の向上のための支援、困難事例についての助言等を行うなど、解決のための支援を行う旨の記載を追加してほしい。（類似7件）	「第4章第2 3消費者被害の防止と救済」で、消費生活相談員に対する定期的な研修機会の確保や法律相談会の実施について記載しています。市町村の消費生活相談事務に対する県の支援について追記しました。
(2)	消費者が模倣品を選択して被害にあうことがないように啓発を行うことの明記を求めます。（類似1件）	「施策取組一覧 3-(2)-①, ②, ③」の中で啓発を行っていきます。
(3)	国からの補助金が減額されても、消費生活センターの開設時間の短縮や相談員の減少などとならないようにしてください。（類似2件）	今後の取組の参考とさせていただきます。
(4)	SNSやメールを活用し、24時間いつでも相談できる体制の整備が必要である。（類似2件）	「施策取組一覧 3-(1)-②」に記載しています。
(5)	人口の少ない地域は消費生活相談員の配置がない。各地域に相談員の配置と増員をお願いしたい。	県では、県消費生活センターと県民サービスセンター（県内6箇所）を設置し、消費生活相談員の配置のない市町村においても身近な地域で消費生活相談が受けられる体制を整備しています。
(6)	関係機関と連携して解決に努める旨が記載されているが、県にはあっせん機能があるため、県が積極的に被害救済（あっせん）に努めることが求められる。	御意見を踏まえ、「第4章第2 3消費者被害の防止と救済」の記載内容を修正しました。
(7)	相談員の資質向上に加えて、相談員数の十分な確保や相談員の知識経験を長期にわたって市民に還元できる体制の確保が求められる。	今後の取組の参考とさせていただきます。
(8)	消費者被害救済委員会の利用促進のため、県民に対してその存在や意義を周知していく必要がある。	具体的な取組の中で検討していきます。

「第4章 第2 4人や社会、環境に配慮した消費行動の推進」

	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	持続可能な開発のための教育、循環型社会の形成に向けたエネルギー教育に関する取り組みを追加してください。（類似1件）	消費者教育に関連する具体の取り組みについては、個別計画である「消費者教育推進計画」の中で整理しています。
(2)	エシカル消費等の教育・普及啓発やフェアトレードの普及啓発に努めることについて本文へ明記してほしい。（類似1件）	消費者教育に関連する具体の取り組みについては、個別計画である「消費者教育推進計画」の中で整理しています。

(3)	数値目標として、環境関連出前講座・研修会・講演会の回数の目標数値化の設定を求める。(類似1件)	御意見を踏まえ、「第4章第2 3消費者被害の防止と救済」において、今後エシカル消費について扱う予定としている消費生活関連出前講座の目標値については、内数として追記しました。
(4)	目標値として「県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量」が掲げられているが、項目全体を評価する目標値としては無理があるのではないか。「エシカル消費」という言葉自体が浸透していない中で、普及啓発に重きを置くべきではないか。	御意見を踏まえ、「第4章第2 4人や社会、環境に配慮した消費行動の推進」において、目標値を追加しました。

「第4章 第3 重点的取組」

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
(1)	「高齢者の消費者被害の防止と救済」が掲げられているが、「障がい者」の消費者被害の防止と救済についても重点的取組とすることが相当。(類似1件)	御意見を踏まえ、「第4章第3 重点的取組」の記載内容を修正しました。
(2)	高齢者の見守りについては、福祉用具事業者や高齢者向けに事業を実施している事業者等の含め明記してください。(類似1件)	御意見を踏まえ、「第4章第3 重点的取組」の記載内容を修正しました。
(3)	見守りネットワークの体制を進めていくためにも、消費者安全確保地域協議会の設置を重点的取組としていくべきです。(類似4件)	御意見を踏まえ、「第4章第3 重点的取組」の記載内容を修正しました。
(4)	再勧誘禁止等を盛り込んだ条例改正を行うとともに、その意義を県民に周知することを重点的取組に加えてほしい。	御意見を踏まえ、「第4章第3 重点的取組」の記載内容を修正しました。
(5)	多様な主体との連携として、「適格消費者団体」との連携について追記してください。(類似2件)	御意見を踏まえ、「第4章第3 重点的取組」の記載内容を修正しました。
(6)	重点的取組として、「新しい生活様式」を取り入れた内容にする必要がある。(類似2件)	御意見を踏まえ、「第4章第3 重点的取組」に追記しました。

「第5章 第2 進行管理」

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
(1)	数値化できる推進項目すべてについて目標数値を決め、5年後に目指す姿を明確にするために、具体的な工程表を作成してください。(類似1件)	御意見を踏まえ、「第4章第3 重点的取組」において、重点的取組について工程表を追記しました。その他の事業については、毎年度の予算編成等を通じて具体化していきます。
(2)	「取組状況について、毎年度評価を行い、その結果を審議会に報告」とあるが、「審議会において施策の取組状況の評価する」としてください。年度毎の評価と公表について、公表時期の目安を設定してください。(類似2件)	施策の評価においては行政評価委員会の審議事項となっておりますので、消費生活審議会においては報告するものとしたものです。年度毎の評価と公表の時期の目安を設定し、「第5章第2 進行管理」の記載内容を修正しました。

## 宮城県消費者教育推進計画（第2期・中間案）

### 「第4章施策1 ライフステージ・場ごとの消費者教育」

	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	成年年齢引下げにより、被害者にも加害者にもなり得る子どもたちが増えてしまう。各サポーターの役割を明確にし、役割が発揮できるよう養成をお願いしたい。	消費生活サポーター、学生サポーターの役割を明確にするとともに、各種研修会を開催し、サポーターのスキルアップに努めます。学校教育における消費者教育については、教育庁と連携しながら取り組んでおります。また、専門家との連携については、取組の充実に努めてまいります。
(2)	学校教育における消費者教育について、各学校の方針によって違いが出ないよう、受け手側にとって分かりやすい教材の開発が必要である。 また、学校からの要請に応えられるよう、専門家との連携が有効である。 消費生活相談員を消費者教育の中核的人材と捉え、協働・連携を取れる仕組みが必要。その旨の記載を追記してほしい。（類似2件）	御意見を踏まえ、「第4章施策2」の記載内容を修正しました。
(3)	成年年齢引下げに対する家庭や若者に対する取組について、実効性のある具体的な内容を明記してほしい。（類似2件）	計画に記載している取組は、主なものとなっており、更なる取組の充実に努めてまいります。
(4)	高校での消費者教育について、紙媒体だけではなく、DVD・動画等、最新の情報教材を増やすべきである。（類似2件）	計画案に記載の取組に加え、さらなる充実に努めてまいります。
(5)	消費者市民社会の形成と消費者教育の推進は本計画の重要な柱である。消費者教育の推進において、消費者市民社会の意義の普及・啓発がなぜ必要なのか、理解を深める必要がある。 また、自立した消費者の育成のため、身近な消費者教育が必要である。多くの県民が理解できるような分かりやすい啓発方法を工夫してほしい。（類似2件）	今後の取組の参考とさせていただきます。
(6)	学生サポーターの役割が分かりづらい、学生サポーターについて、消費生活サポーター・学生サポーターの役割が分かりづらい、消費生活サポーターとの役割の明確化が必要。また、地域や教育現場での活用では、つなぎ役としての行政の役割を明記してほしい。（類似2件）	消費生活サポーター、学生サポーターの役割を明確にするとともに、各種研修会を開催し、スキルアップに努めるとともに、関係機関との連携に努めてまいります。
(7)	高齢者の見守りについて工夫が必要。市町村が見守りネットワークの体制を構築していくため、消費者安全確保地域協議会の設置ができるよう県として支援してほしい。（類似1件）	今後の取組の参考とさせていただきます。

### 「第4章施策2 消費者教育推進に係る人材等の育成」

	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	出前講座や啓発活動に取り組まれているが、高齢者を狙う詐欺事件は増加傾向	今後の取組の参考とさせていただきます。

	にある。啓発活動での消費生活サポーターの活用やロールプレイ形式の導入など、理解が進むような手法を工夫してほしい。（類似1件）	
(2)	学生サポーターの役割として「若年層に浸透しやすいSNSなどを含めたツールの検討」を位置付けてほしい。（類似1件）	今後の取組の参考とさせていただきます。
(3)	高齢者の見守りに「消費生活サポーター」の積極的な活用を要望する。（類似1件）	今後の取組の参考とさせていただきます。

「第4章施策4 関連施策等との連携」

	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	持続可能な開発のための教育、循環型社会の形成に向けたエネルギー教育に関する取り組みを追加してほしい。（類似1件）	今後の取組の参考とさせていただきます。
(2)	エシカル消費等の教育・普及啓発やフェアトレードの普及啓発に努めることについて本文へ明記してほしい。（類似1件）	エシカル消費やこれに含まれるフェアトレードの普及については、「第4章施策1（1）学校教育期での取組、（4）事業者への取組」、 「第4章施策4 関連施策等との連携」の中で記載しています。
(3)	自身のライフプランと資金計画などを交えた金融教育を推進していくことが重要となるため、取組項目に追加してほしい。（類似1件）	御意見を踏まえ、「第4章施策4（4）金融経済教育」の具体的な取組事項に追記しました。

その他

	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
(1)	児童養護施設を18歳で出ることになる子供たちは成年年齢に達してはいるものの、そのサポートは一層積極的にしていけないといけないと思う。	今後の取組の参考とさせていただきます。